990
6.11.14

福県医発第2219号（地）
令和６年11月14日

各医師会長　殿

福岡県医師会
会長　蓮澤浩明
（公印省略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の
一部改正について

令和６年10月31日付け保医発1031第１号厚生労働省保険局医療課長通知をもって「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和６年３月５日保医発0305第４号）の一部が改正され、令和６年11月１日から適用された旨、日本医師会より通知がありました。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」（令和６年10月31日付け保医発1031第２号）の別紙14ページに掲載されている医療機器が区分Ｂ２として承認されたこと等によるものです。（令和６年11月14日付け福県医発第2220号（地）をご参照下さい。）

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

（添付資料）
１．「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
（令6.10.31　保医発1031第１号　厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省保険局歯科医療管理官）

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　肥山淳一郎
会長　島田昇二郎

日医発第1366号（保険）
令和６年11月８日

都道府県医師会長　殿

日本医師会長
松本吉郎
（公印省略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

令和６年10月31日付け保医発1031第１号 厚生労働省保険局医療課長通知をもって「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和６年３月５日保医発0305第４号）の一部が改正され、令和６年11月１日から適用されました。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」（令和６年10月31日付け保医発1031第２号）の別紙14ページに掲載されている医療機器が区分B2として承認されたこと等によるものです（令和６年11月８日付け日医発第1367号（保険）をご参照下さい）。

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

（添付資料）
「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和６年10月31日付け 保医発1031第１号　厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省保険局歯科医療管理官）

保医発 1031 第 1 号
令和 6 年 10 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部(局)
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（　公　印　省　略　）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 6 年 11 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添１　「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）の一部改正について

別添２　「特定保険医療材料の定義について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）の一部改正について

別添１

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
（令和６年３月５日保医発 0305 第４号）の一部改正について

１　別添１の第２章第９部Ｊ０４１の（３）の次に次を加える。

Ｊ０４１　吸着式血液浄化法

（４）　エンドトキシン選択除去用吸着式血液浄化法において、既存治療が奏効しない特発性肺線維症の急性増悪の患者に対して行った場合に、「Ｊ０４１」吸着式血液浄化法により算定する。なお、実施に当たっては、関連学会の定める適正使用指針を遵守すること。

別添２

「特定保険医療材料の定義について」（令和６年３月５日保医発 0305 第 12 号）
の一部改正について

１　別表のⅡの 087（３）⑪アを次に改める。

ア パーキンソン病、ジストニア若しくは本態性振戦に伴う振戦等又は薬剤抵抗性の焦点性てんかん発作の症状の軽減効果を目的として使用するものであること。

（別添１参考）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和６年３月５日保医発 0305 第４号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部～第８部　（略） 第９部　処置 １～15　（略） Ｊ０００～Ｊ０４０　（略） Ｊ０４１　吸着式血液浄化法 （１）～（３）　（略） （４）　エンドトキシン選択除去用吸着式血液浄化法において、既存治療が奏効しない特発性肺線維症の急性増悪の患者に対して行った場合に、「Ｊ０４１」吸着式血液浄化法により算定する。なお、実施に当たっては、関連学会の定める適正使用指針を遵守すること。 （５）　（略） Ｊ０４１－２～Ｊ２０１　（略） 第 10 部～第 14 部　（略） 第３章　（略）	別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部～第８部　（略） 第９部　処置 １～15　（略） Ｊ０００～Ｊ０４０　（略） Ｊ０４１　吸着式血液浄化法 （１）～（３）　（略） （新設） （４）　（略） Ｊ０４１－２～Ｊ２０１　（略） 第 10 部～第 14 部　（略） 第３章　（略）

（別添２参考）

「特定保険医療材料の定義について」（令和６年３月５日保医発 0305 第 12 号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（別表） Ⅰ　（略） Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～086　（略） 087　植込型脳・脊髄電気刺激装置 ⑴～⑵　（略） ⑶　機能区分の定義 ①～⑩　（略） ⑪　振戦軽減用（16 極以上用・充電式） 次のいずれにも該当すること。 ア パーキンソン病、ジストニア若しくは本態性振戦に伴う振戦等又は薬剤抵抗性の焦点性てんかん発作の症状の軽減効果を目的として使用するものであること。 イ・ウ　（略） Ⅲ～Ⅸ　（略）	（別表） Ⅰ　（略） Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～086　（略） 087　植込型脳・脊髄電気刺激装置 ⑴～⑵　（略） ⑶　機能区分の定義 ①～⑩　（略） ⑪　振戦軽減用（16 極以上用・充電式） 次のいずれにも該当すること。 ア　パーキンソン病 、ジストニア又は本態性振戦に伴う振戦等の症状の軽減効果を目的として使用するものであること。 イ・ウ　（略） Ⅲ～Ⅸ　（略）